

平成 27 年度広島市男女共同参画審議会第 1 回基本計画検討部会（基本計画グループ）会議録

1 開催日時

平成 27 年 5 月 29 日（金） 午前 10 時～正午

2 開催場所

広島市役所本庁舎 14 階第 3 会議室（広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号）

3 出席者

(1) 委員（50 音順）（12 名中 9 名出席）

篠原会長、伊藤委員、大原委員、北委員、高倉委員、中谷委員、中村委員、永岡委員、山手委員

(2) 関係課（広島市）

人事課長、給与課長、市民活動推進課長、人権啓発課長、人権啓発課多文化共生担当課長、
介護保険課長、障害福祉課長、保健医療課保健指導担当課長、保育企画課長、保育指導課長、
こども・家庭支援課長、雇用推進課長、農政課長、教職員課長

(3) 事務局（広島市）

人権啓発部長、男女共同参画課長、男女共同参画課課長補佐

4 公開・非公開の別

公開

5 傍聴者

なし

6 会議次第

第 2 次広島市男女共同参画基本計画における現状と課題、施策の方向性についての検討

7 資料

資料 1：平成 27 年度広島市男女共同参画審議会の進め方について

資料 2：「第 2 次広島市男女共同参画基本計画」の見直しについて

資料 3：第 2 次広島市男女共同参画基本計画の施策体系及び施策目標（指標）

資料 4：第 2 次広島市男女共同参画基本計画の現状分析

8 会議要旨

(1) 開会

(2) 議事

【篠原会長】

みなさん、おはようございます。ご多用中のところ、お集まりいただきありがとうございます。

本日は、男女共同参画審議会の基本計画見直しに伴う検討部会の、基本計画グループということでの開催になります。今回を入れて3回の予定です。盛りだくさんの内容ですので、十分にご審議いただく時間がないかもしれないのですが、少なくとも今日と次回にかけて、集中的にみなさんのご意見を伺っていきたいと思っています。資料は、事前にお送りいただいているとは思いますが、十分に目を通す時間がなかったかもしれません。課長からご紹介を受けながら、特にご自身に関係するあたりを中心に、ご意見を賜ればと思っております。

それでは、議題に入っていきたいと思います。議事としては、基本計画見直しに関連して、現状と課題、施策の方向性についての検討ということで進めさせていただきます。まず、資料1ですけれども、審議会の進め方、資料2で計画の見直しについて、資料3で第2次基本計画の施策体系・施策目標について、事務局から説明していただいた後、委員の皆様からご意見を賜りたいと思います。それから、メインは資料4の現状と課題についてですが、こちらでしっかり審議の時間を取りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。それでは課長、よろしくお願いします。

【今富男女共同参画課長】

男女共同参画課長の今富でございます。それでは、第2次広島市男女共同参画基本計画の見直しの進め方についてご説明します。(資料1から3に基づき説明)

【篠原会長】

ご説明いただきました中で、お気づきの点あるいはご質問があれば、各委員からご意見をいただければと思います。方向性についてはよろしいですか。

柱は10分野、それプラスひとつになろうかと思えます。3つ目の柱の2番目、「関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施」というところが新しい柱としては立ちますが、後は順番を入れ替えて、3つの大きな柱に括ってあります。中間見直しですので、大枠を変えることはしません。ただし、国の第4次基本計画が定められれば、それをある程度踏まえながら、ということになっていくだろうと思っております。

最後に紹介がありました、「女性の職場生活における活躍の推進に関する法律案の概要」という、資料1の一番最後のページですが、せっかく高倉委員がいらっしゃいますので、突然で申し訳ないですが、高倉委員のほうから少しご紹介いただけますでしょうか。

【高倉委員】

私は労働関係なので、民間企業向けのことはお話しできるんですが、自治体の推進計画というのがどのような内容なのか、よく分からないことをお断りした上でお話しすると、事業主の行動計画については、自治体も事業主という立場で計画を立てなければならないという部分があると思います。

これはまず、今、自分の企業における女性の活躍状況がどういう状況であるかというのを把握していただいて、そこに問題があれば、それを解決するための取組をしてください、という主旨でございます。それを、今働いている方、そしてこれから働こうと思っている方々が参考にして、自らの意思で職業生活を切り拓いていただきたい、というような主旨でございますが、その中で、では女性の現状がどうなっているのかということ把握するための事項として、資料の「事業所行動計画の策定等」の欄の四角い枠の中に4つ挙げてあります。この4つの数字で調べなさい、ということになると思っております。

採用に占める男女の割合、勤続年数の男女差がないか、労働時間の状況、そして女性管理職比率、ということですね。

例えば、採用比率は五分五分なのに、管理職の割合で差が出ている場合、勤続年数的に差があるということであれば、その会社では、女性が働き続けるときにネックになる問題がクリアできていないのではないか、ということになります。いわゆる両立支援の部分について、法的には制度はほぼできていると思いますが、実際に利用させるための意識ができていないんじゃないか、雰囲気作りができていないんじゃないかということで、対策に取り組んでください、そういう計画を公表して下さい、という意味です。

それともう一点、実際に自分の会社の状況がどうであるかという情報の公表も義務付けられる。これは、企業がいくつかの中から選んで公表すればいいというふうになっています。良い数字を公表するのか、悪い数字を含めて公表するのか、そこは企業の選択であって、それをどういうふうにとるかは、見る方々の考え次第であると思います。今のところ、労働者が300人を超える企業は義務、300人以下の企業は努力義務となります。地方自治体等は、ほぼすべて義務になると思います。

以上でよろしいでしょうか。

【篠原会長】

どうもありがとうございました。丁寧にご紹介をいただきました。

注目したいのは、それぞれの状況把握に関する項目で指標が出て、さらにその指標をどのように定量的に目標に変えていくか、ということなんですね。本市の場合も、基本計画に挙げていますが、やはり注目するのは、女性管理職比率というようなところですね。これを民間企業が、この5年間ぐらいの間にもものすごく伸ばしているんですね。にもかかわらず、本市を含めて地方公共団体が伸ばすことができないでいる。これまでこの審議会でも、定量的な目標を、かなり現実妥当な線ととってきました。2020年に女性管理職比率を30%にするという「2030」というビジョンを安倍政権が打ち出して、これはもう本市から考えると、とてつもない定量的目標になってしまうんですね。今までであれば、採用から何年間かの経験を積んで、課長補佐クラスが何%、課長クラスが何%、順次上がってくるということで、私たち審議会の方もある程度了承してきた。でも、今のこの法律案が通ると、努力義務ではなくて義務化されますので、そういう意味では、広島市自身が本気で取り組んでいただかないとならない。審議会としても、その定量的目標が適切なのかどうかということも含めて、検討させていただきたいと思います。ぜひ、ここに挙げている参考例だけでも、状況把握に関する事項を、次回の基本計画部会にご提出いただきたいと思います。できれば、定量的目標というのをどのように考えていくのか、第一原案をお出しいただきながら、目標を達成するための計画を具体的に挙げていかななくてはならないということもありますので、お願いできればと思います。

個人的にですが、大変重い課題が課せられたと思っています。関係所管の方々も、男女共同参画課と協力していただいて、この指標作成に取り組んでいただきたいと思います。冒頭、少し踏み込んだ話になりましたけれど、基本の大枠についてよろしいでしょうか。どうぞ北委員。

【北委員】

資料1の3ページの国の計画の構成と、資料2の4ページの市の見直し案とを見比べてみたんですけど、今回、内閣府の方で「地域力×女性力＝無限大の未来」というキャッチフレーズがあったり、国の見直しで、第3分野の「男性、子どもにとっての男女共同参画」が全く消えている部分もあって、若干、家事育児をしている男性としては、違和感を感じます。というのは、女性の活躍のために男性が家事育

児をするという方向の流れになっているんですけど、僕が思うのは、男性の育児家事というのは、女性の活躍うんぬんに関係なく、男性の人生の充実にとって必要な部分になってくるので、女性の活躍の下に男性の育児家事が位置づけられることに、戸惑いというか違和感があります。そういうことでいうと、資料 2 の 4 ページでも、「I あらゆる分野における女性の活躍」という柱の中に全てが入っている。例えば、2 の「働く場における男女共同参画の推進」や 3 の「地域における男女共同参画の推進」の部分で、男性が垣根を取っていろいろやったことも、すべて女性の活躍に対してなのかということに、ちょっと疑問があります。括り方の部分で、国の 3 つ柱と同じようしていると思うんですが、もう少し違いが欲しいというか、うまく言えないんですが、ちょっと女性に特化しているかなというように感じます。

【篠原会長】

国の基本計画の見直しと広島市の基本計画の見直しは、基本的に連動する部分はありますが、広島市独自の内容を盛り込むということが出来るし、してきた、というふうにご理解いただいて、今、北委員が言われたことについては、いろいろ政権が交代していますので、その時々考え方がベースにあるということは確かだとは思いますが。ただ、男女共同参画推進の指針というものは、広島市の条例に基づいた上で、基本計画が成り立っているとご理解いただいて、国の基本計画には、ある程度連動はするけれども、必ずしもそれをすべて受けるものではない、というようなこともご理解いただければと思います。第 2 次基本計画の見直しですよ、今回は。その見直しの際に、今言われたような北委員のお考えが盛り込めるように、括り方についても、むしろ北委員のほうで、また次回までに考えていただいて、ここがいいのかあるいは最初が良いのかというようなこともご提案頂きながら、話を進めていけたらと思います。今富課長、よろしいでしょうか。

【今富男女共同参画課長】

国のほうも、まだ固まっているわけではございません。資料 1 の 4 ページのにもございますように、重点分野のひとつに、男性中心型労働慣行の変革というのがあり、男性の視点のものも入れる予定ですが、中身がまだ分からないという状況でございます。

それから柱の括り方につきましては、今、会長が言われたように、これで決定したわけではなく、素案を作るまでに、今日のようなご意見を賜りながら見直していきたいと考えています。女性の活躍推進については、われわれも「女性」という形で一応打ち出してはおりますけれども、要するに、今、緊急の課題が「少子化を防ぐ」ということになると、結局、妊娠・出産できるのは女性なんですね。それから、労働人口の減少の中で、やはりどうしても女性の活躍が求められるという中で、女性には「産めよ育てよ、働けよ」という二つの重荷を背負わせるような状況にはなるんですけども、一方でそれを実現しようとしたら、やはり北委員が言われるように、男性の力が必要になる。それが女性だけのためなのかというと、むしろ男性のためでもあるというところですので、ここをうまく打ち出せるような柱の立て方、括り方、あるいは内容にしたいと思います。またご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

【篠原委員】

他の委員の方はいかがですか。どうぞ、大原委員。

【大原委員】

この基本計画検討部会の中では、まだ論議されてなくて、私も今日初めて見たのですが、資料 1 の 5

ページ、先ほど少し説明のあった部分なんですが、事業主行動計画の策定等の欄で、これが義務ということになるのであれば、罰則規定もあることになるのかとか、黒いぽつのところの、「優れた取組を行う一般事業主の認定を行う」となっていますが、一般事業主の認定を行うことについて何かメリットがあるのか、表彰するようなものなのかというところを、今後の論議の知識として知っておきたいので、どなたかご存知の方がおられたら、教えていただければと思います。

【山手委員】

先に、一般事業主の認定の方ですが、「くるみん」という制度がございまして、男性の育児休業者がいるような会社、女性の産休育休の取得率が75%以上である会社を、「くるみん」として表彰して、税制等でも優遇するような制度がございます。また今年から、数年間「くるみん」を取り続けている企業を「プラチナくるみん」として表彰しています。表彰されている企業が、現在のところ、大企業ですが2社ございます。中国地方にはございません。

300人以下の事業主の行動計画については努力義務とありますが、現状では、100人以上の会社がこの行動計画を出しているような状況です。その場合、採用比率等はないこともありますが、それぞれの会社が目標を持って、産休育休から復帰する人用とか、インターンシップとか、こども110番の制度を作ろうとか、そういう事業主さんの計画として、3年から5年程度で達成するようにするという計画を、労働局へ出すような制度はございます。

【篠原委員】

どうもありがとうございました。今、山手委員がご紹介いただいたのは、この新しく審議されている法律のことではなくて、同様な事業主行動計画が、次世代育成支援対策推進法にあります。その具体的な事例を、ご紹介いただきましたので、同様の義務とかあるいは施策というものが作られていくのではないだろうか、ということが推察されます。具体的にはこれからの審議ですが、そうした過去の事例に準じるのではないだろうかというのが、山手委員からのご紹介だと思っていただければと思います。

高倉委員、それでよろしいですか。

【高倉委員】

そうですね、罰則は、ほぼ想定されていないと思います。ただ、301人以上の企業の公表、女性の活躍に関しての情報の公表のことですけれど、ある程度大きい企業のことはみんな見ていて、公表されていないと、なぜ、というのが見る人には分かってしまう、というのはあります。

【篠原会長】

ホームページ等で公表が義務付けられますので、例えば、女子学生の就職活動の際に、それを見て各社の比較もできるというようなことがあります。罰則こそないですけども、そういうこともできるという影響は大きいんじゃないかと思います。

他の方、よろしいでしょうか。方向性については一応ご了解いただけたということで、具体的な審議に入っていきたいと思います。

審議については、お手元に資料4をご提示いただいております。実際にはこれ以外にも、次回、具体的な指標を提出して下さいということを、先ほどリクエストさせていただきましたが、今日は、これをご紹介いただいて、最初の審議に入っていきたいと思います。よろしくお願いします。

【今富男女共同参画課長】

それでは資料 4 によりまして、第 2 次広島市男女共同参画基本計画の現状分析についてご説明いたします。(資料 4 に基づき説明)

【篠原会長】

内容は多岐に渡っておりますが、50 分ほど時間がありますので、疑問点、あるいはお気づきの点を中心に、せっかく各課の課長、課長代理の方がおられますので、直接にご質問されてもいいかと思います。全員の方からお聞きしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ここに記載されている数字も、まとめて記載されている場合もありますので、細かな資料を提出していただきたいと思うものがありましたら、各担当者の方にお問い合わせ、可能かと思います。

私のほうから口火をさせていただきますが、基本目標 3 の一番最後の「市立学校教員の管理職における女性の割合」についてですが、教職員課の方、これを小・中・高校別に出していただきたい。高校で、教頭で女性管理職が出たということで、教職員課の方とこの席で喜んだことを記憶しているのですが、なかなか高校の女性管理職比率が上がらないというような問題もありますので、ぜひ一括ではなくて、学校別に出していただいて、できれば 広島県や他の政令指定都市、平均でもいいと思うんですが比較表を作って、委員に配布していただきたい。どの点が努力していて、どの点が難しいかという、具体的な指標が現状把握には必要かと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは 中谷委員のほうから順々に聞きたいと思います。

【中谷委員】

ちょうど会長のほうから同じキーワードが出まして、資料 3 の基本目標の 3 番、「男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」というところなんですが、そこで「市立学校教員の管理職における女性の割合を増やす」という目標値が出ております。同じく女性の管理職の割合を増やすという内容は、他の基本目標のところどころに入っております、それを眺めましたときに、一番最初の基本目標の名称では「男性、子どもにとっての…」というふうに書いてありながら、目標は「学校の教職員の女性管理職…」ということで、ちょっと不一致を感じております。作成の段階で何かありましたかということと、先ほどの課長さんの説明を聞かせていただきますと、長時間労働の解消という意味での女性の管理職を増やす、ということだったということが分かりまして、それであれば、目標の位置付けや、長時間労働の解消という意味での女性の管理職を増やすという取り方であれば、若干内容が異なるのではないかと思いますので、そちらも、もし分かりましたら教えていただけますか。

【今富男女共同参画課長】

二点ございました。まず、「男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」の基本目標の中に、学校管理職への女性の登用の促進、推進ということが入っているということに対する違和感、だと思っておりますけれども、子どもにとっての、というところにかかってくるものでございます。校長、教頭という職にある方が、その職のやりがい・魅力を子どもに伝えていく、という意味合いで、女性の方を増やしていこうというのが、そもそもここへ入ってきた理由であろうと思われまます。教育の場における、若いうちからの意識付けにつながる、ということです。それから、長時間労働は、女性の校長、教頭への登用が現実に進んでいない理由の一つでございまして、それをここで解消していこうという意味合いではなく、目的は、教育現場においても、管理者を男女半々を目標にしていこうということでございます。原因の分析の説明の中ではそういうことを申し上げましたが、ここで解消を図っていこうということではござ

いません。

【篠原委員】

よろしいでしょうか。教育委員会の方、今の中谷委員の質問に関連するんですが、男女共同参画推進に関わる啓発用冊子を男女共同参画課で作っているんですが、その使用だとか、さらには教育の方法、段階的な例えば小学生低学年、中学年、高学年、中学生、高校生の中で、具体的にどのようなカリキュラムを組まれているか、課外でやるのであればどういう形でそれを推進しようとしているのかということですね。子どもたちの意識を変えていくということが、次世代の意識を変えていく上で非常に大切だという認識を、この審議会は過去からずっと持っておりますので、過去 5 年くらいでいいですので、実施した学校が何校あるのか、それから、その啓発用冊子をどのように使用したのか、ただ配付して読むように言っただけなのか、とか、そういうことですね。さらに、ここはDVの検討部会ではないですが、デートDVというのがあるのですね。高校生の間で、かなり深刻化しているという認識を持っています。他の地方公共団体のなかでも、積極的にそのことに対して対応策を取り始めているところがあります。本市におけるデートDVに関する啓発、意識啓発として、どのようなことがされているのか。男女共同参画課で作成したものを配付してるのか、配付するだけなのか ぜひ具体的な情報をいただきたい。ここでは、今、指標の話で中谷委員から出ていますが、子どもに対する意識啓発のことは、この審議会の一歩の眼目であります。ぜひそれもまた、次回までの宿題になりますが、資料を添えてご提出いただいて、現状をご報告いただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、中村委員、よろしいでしょうか。

【中村委員】

基本目標 5 の「地域における男女共同参画の推進」のところ、我々のNPO法人を中心とする市民活動団体というのは、広島県内でいうと大方 900 近いんですが、ほぼ半分くらいが広島市に集中しております。広島市で活動する団体のうち、女性が代表を務めている組織というのはどれくらいあるのか。仮説ですけども、たぶん介護、子育て系の団体は女性が代表を務めていらっしゃる分野で、女性の割合が高いと思うんですが、一方で 400 近くある広島市の団体のうち、休眠状態に陥ってる団体もかなりの数あるんですが、そこらの辺の数字ですね。数字をざっと見たところ、休眠状態の団体の代表は男性のほうが多いんじゃないかという感じがあります。我々の分野と、社会全体での女性の進出でいうと、逆の、違うパターンが出ているんですね。逆にいえば、そのような分野で活躍してもらえるとということになると、これから介護保険改正になって、地域で高齢者の方を引きこもらせずやっていく、その担い手を地域の生活コーディネーターが設置する、ということになっているんですけども、そういうところに進出していかれる可能性が高まるんじゃないかと、ちょっと考えてみて、数字的に裏付けがとれるのであれば、ぜひ積極的に推進していきたいと思うんですけど、その辺りの数字があれば、次回に出していただけますか。

【篠原会長】

市民活動推進課の方、よろしいでしょうか。それから介護保険課の方、介護福祉の現場でのボランティアの活躍状況も、指標があれば、ぜひお願いしたいと思います。実数は出てこないかもしれませんが、団体の数でもいいと思います。特に、中村委員のご指摘は、女性代表というところにポイントがあります。団体でそういった男女別の比率が分かれば、各分野別での数字をいただければと思います。ぜひよろしくお願いします。

続いて、永岡委員、お願いします。

【永岡委員】

資料 3 の 2 番目の柱の「男女の人権を尊重する…」という人権教育のところなんですが、川崎市の事件や呉市の事件のように、命を大切にしない、人の人権を大切にしない人たちが、子どもたちの中に多くなってきていて、いじめなどがあると思うんです。人権を大切にする教育を、ひとりひとりを大事にする、命を大切にするというような観点からやっていただけたらと思いました。子どもを抱いたことがないとか赤ちゃんを抱いたことがないという、子どもと接する機会が少ない子どもが多い、女の人でも、赤ちゃんを抱いたことがなくて大人になって子育てする人が多くなっていると聞いたんです。だから、子どもとか赤ちゃんに触れる機会を作ることによって、命とか人権のことをもう少し考えられるような教育もあつたらいいなと思いました。マスコミなどでも、人をいじめるような、それで笑いをとるようなものが多いので、もっとその人がどういう痛みをもっているのか、考えられるような教育をしてほしいなと思いました。

それからもうひとつは、資料 2 の 2 の(3)、重点的に取り組む施策の中に、「超高齢化社会の到来に伴い、近い将来介護による負担増や離職問題が生じることから、その対応についても検討に加える」と加えていただいたことは、私たち 50 代でも、親の介護で離職する人がいるという話を最近よく聞くので、とてもありがたいことだと思いました。高齢者が増えていくに従って、施設に入れない、特養に入れない人たちが、在宅介護という形になると、どうしても一人にしておけないので、看る人がいないから私が仕事を辞める、という話があります。自分の親は自分で看ようよ、と言って、主人は主人の親、私は私の親を看ているという友達もいます。だから、こういう問題に社会が注目してくれるのは、とてもありがたいことだなと思いました。働く女性の離職問題が少しでも減らせるとよいと思います。以上です。

【篠原会長】

これは人権啓発課というよりは教育委員会のほうになると思いますが、小学校や中学校の現場での、命を大切にする教育、広い意味での人権教育になると思いますが、いじめ問題を軸に、どのような取り組みをされているのか。男女共同参画社会づくりの推進のための教育とは一見違うように思われるかもしれませんが、やはり女性問題は人権問題であるという根底的な認識を持っていただいて、先ほど話をしましたデートDVにしても、相手を大切にするという意味での人権感覚というんでしょうか、こういったものはどのように醸成されていっているのかということについて、永岡委員のご意見を基に、そのあたりの教育がどうなっているのかということ、詳らかにしていただけたらと思います。

また、介護、特に老老介護ではないにしても、介護を理由に職場を離れざるを得ないというようなことが出ています。人事課の方、本市の介護休暇の取得状況だとか、介護を理由に管理職手前で辞めていく、特に女性がいるとしたら、それはやっぱり本市にとってももったいないということになりますので、自分の足元を見つめるという意味で、指標としてそういったものを挙げていただければと思います。次回提出ということでよろしいでしょうか。

では、山手委員お願いします。

【山手委員】

労働や社会保険関係に関して、数点申し上げたいと思います。

まず、基本目標 6 の「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合ですが、お年寄りの方々には全然なじみがない、ワークに関わっていない人にとっては全く関係ないような言葉になっ

ていますので、最終目標 80%というのは、なかなか、例えば流行語にならない限りは、達成は難しいのではないかというイメージがございます。

また、育児休業、介護休業等に関しまして、育児休業は、広島市のちょっとした会社でしたら、育休給付金は給料の3分の2程度支給されるんですが、有休と同じように給料が100%支給される場合、男性の方でも3日、4日取るという人は、周りで増えつつあります。それがあるので、広島市の育児休業の男性の取得率が3.7%というのは、100%有給でないからではないかな、そちらの制度を採っていたら、かなり取得率が上がるのではないかと思います。普通の育休と100%有給の制度を使えば、取得率が簡単に上がると思います。民間のほうでは上がっている実績がございますので。民間の事業所の育児休業取得率のデータがどうなっているのか分かりませんが、こちらのデータを加えれば、かなりの数字になるのではないかと思います。

あと、ちょっとショックでしたが、アンケート結果で、育児休業を知らなかった方は少ないんですが、介護休業制度、3か月程度取れるんですが、これを知らなかったとか、子の看護休暇が年に5日取れるんですが、これを知らなかった方が、6割程度いらっしゃるっていうのは、働いてらっしゃる方の労働法の知識として低いんだなということを改めて実感しました。以上です。

【篠原会長】

ありがとうございます。また給与課長、今のことに関連して、本市の育児休業制度について、法的な分以外、短期取得あるいは出産直後の休暇とか、具体的にどういう制度があって、その利用者数はどのぐらいなのかというようなことの、指標と実態をご提示いただけますでしょうか。よろしく願いいたします。山手委員それでよろしいでしょうか。

では高倉委員。

【高倉委員】

先ほど山手委員のほうからあった、法律の内容、制度の内容を知らない割合、わたくしどもも周知啓発しているところで、施行機関としては結構ショックな数字ではあるんですけども。今、労働局全体として、働く側にもちゃんとした法律の知識を、若い頃、働き始める前にしっかりと知ってほしいということで、大学、専門学校に、そういう時間をいただけないかというお願いをしているんですけども、ぜひ中学校なり高校なりで、なかなか授業の中にボリュームを持って入れるというのは難しいのかもしれませんが、労働法について、少しゆっくりと学ぶきっかけをお作りいただければありがたいなと思います。

また、既にお取り組みいただいているかもしれませんが、例えば小学校高学年とか中学生の職業体験ですね。地域の事業所に出向いて行って、数日間仕事を経験させてもらうとか、そういう職業生活にどんなおもしろさがあるのか、大変さもあるけど充実感を持てるものだなということを、早い時期から知る機会について、これは教育の場になってくるとは思いますけど、お取り組みいただければありがたいなと思っております。

あと、指標関係について、これは市の事業所向けの実態調査とか、市民向けのアンケート調査等での数字を挙げていただいていると思います。根拠は、ということで大変な思いをされていると思うんですが、最後のほうの、女性のがん検診の受診割合というところの数字が、非常に母数が少ないので、目標設定のときにお話があったのかなと思いますけども、どういった数字なのか。例えば、事業所での健康診断の数字などを加えればもっと上がると思うんですけども、計画の指標として見るためには、しっかりしたデータが取れるところというのはよく分かるんですが、母数があまりにも少なかったのも、どうい

数字なのか、教えていただければありがたいなと思っています。

【保健指導担当課長】

保健指導担当課長のほうからご説明させていただきます。

データ数がすごく少ないんですが、これは、国民生活基礎調査という調査、基礎調査は毎年あるんですけども、3年に一回、健康についての調査がありまして、その中の「がん検診を受けたことがありますか」という質問のデータが元になっています。実際に検診を受けた数ではないので、このような少ない数字になっております。

【篠原会長】

実際には無料検診などの制度がありますよね。

【保健指導担当課長】

はい。年齢に限りはありますけども、無料という制度があります。

【篠原会長】

具体的な検診した人数、要するに無料券をどれだけ配布して、一年とか有効期限があると思いますが、その一年間に受診した人がどのくらいという数字があれば、次回ご提出いただければと思います。

生涯を通じて健康支援、私はすごいショックなんです。つまりは、広島市に居ると、健康寿命が他のどこの都市より低いとなると、ちょっと耐えられない。それは女性だけの問題ではなくて、男性も含めてしっかりと取り組んでいきたいと思いますので、少しいろいろな資料をご用意いただけたらと思います。例えば、死亡原因別でどうなのか。よく、東北地方は塩分が高くて、高血圧で脳卒中で亡くなる方が多いとか、喫煙率が高い県であれば、肺がんで亡くなる方の率が高いとかありますが、全国平均もあるでしょうけども、なぜ広島はこれだけ健康寿命が短いのかというようなことについて、もし、レポートなどがあれば、ご紹介いただければと思っています。市民病院の機能強化が必要であれば、そういったことも考えていきたいと思っています。

それから、以前、この審議会でこれからの課題として出たのですが、性差医療の問題があるんですね。女性クリニックなどがたくさんできてはいるんですが、薬によっては女性に副作用がある、高齢者に副作用があるような薬もあるわけですね。だから万能ではない。そういったことに対する対策や対応を、広島市はどうされているのか、実施状況についても知りたいと思っています。ぜひ次回までに、できる限りで結構ですので、資料を揃えていただけたらと思います。

高倉委員のもうひとつのご意見ですが、教育で、いわゆる職業教育というのは、高校の教科「情報」で必修科目になっています。その中で、職業教育というのは柱のひとつになっている。各学校によって事情が違いますが、そういった職業教育の中に、今言われた労働法に関する時間をどのように確保しているのか。高校の教科「情報」のカリキュラム内容の中での、職業教育のウエイトについてです。ぜひその中で、労働法についても紹介していただきたい。私の大学でも、高倉委員にお願いしましたが、これまでも均等室長の方々にご講演をお願いしてきています。ただ、例えば450人くらいの入学定員に対して、受講生が100人足らずなんですね。ですから、全員に周知するのは、実はなかなか難しい。2011年から、キャリア教育が各大学で必修になっていますが、大学の中で労働法制についてきちっと教えている、伝えているという大学も必ずしも多くないので、それも大学側の課題ではありますが、高校の教科「情報」の職業教育の中での取扱いがどうなっているのかという実態、そして、要望としては、しっ

かりと労働法制を含めて教育を充実してほしいと思います。ぜひ、そのあたりの資料をお願いします。
高倉委員、よろしいでしょうか。

では北委員、お願いします。

【北委員】

資料4の3ページの基本目標3ですけど、現状のところの「公民館等において男女共同参画推進員による講座を開催」しているという部分で、僕も推進員なんですけど、基本的に、活動内容は、年始に事後報告になると思うんですけど、今年度であれば、これから何が行われるのか、課のほうでは把握されているのでしょうか。というのも、意識改革が今後の課題になってくると思うんですけど、同時に、僕ら男性を中心とした子育て世代ですが、公民館で行う場合、情報が行き届いてないという部分があります。そこで、情報の把握が、まず課でできているかということを知りたい。

もうひとつは、基本目標の5の、男女共同参画拠点のゆいぽーとについてなんですけど、利用されている方の満足度は76%と高い反面、施設を知らない人のほうが多い。僕の周りでも、ほとんどの人は知らないです。昨年度末に、センター長とお話して、僕のほうでも協力して、子育て世代の男性に向けての情報発信は一緒にやってるんですけど、それでもまだ、知らない人のほうが多い。拠点としての機能が十分に活用されていないという部分で、来月、男女共同参画週間があるんですけど、広島県で言えばエソールで映画の上映会などがありますが、広島市では独自に何か行われるんでしょうか。拠点となるのであれば、それなりの何かを、特に男女共同参画週間は意識してやる必要があるんじゃないかなと思いますが、実際あるのかなのか分からないので、そのあたりを知りたいと思います。

【今富男女共同参画課長】

二点ございました。まず一点目、男女共同参画推進員の活動の計画のことですね。我々、市のほうで養成いたしました男女共同参画推進員の方々に、公民館等で地域における男女共同参画啓発を行っていただいているんですけども、実は明日、推進員の方々にお集まりいただいた推進会議を開催します。今までは、事後報告、去年こんな活動をしましたというものをご提出いただく、という対応をしておりました。そういう意味では、今後じゃあどういうことをやっていくというところまでしっかり把握できているかということ、実はできていないという現状、さらに言うと、それぞれの公民館に対して、こういう方々が推進員でいらっしゃいます、ぜひご活用くださいというアナウンスが、十分できていなかった現実もございます。したがって、実は今年度、推進員の皆様の個人情報的なこともございますので、皆様のご了解を得た上で、ぜひ私の名前、あるいは啓発のできる分野を、公民館へ知らせてほしいという方々がいらっしゃいましたら、市として公民館へ周知し、活動していただくという形にしていきたいと考えております。

それから、来月にあります男女共同参画週間、月末一週間でありますけども、市として何かやっているかということですが、いろいろございまして、区役所の市民ロビーでの男女共同参画に関するパネル展示、これを今年度は4区で実施します。パネルの数に限りがございます、隔年で4区ずつ、交代で行っています。それから、シャレオや市の施設に、デジタルサイネージという、電子で情報を流すものがあるんですけど、それに男女共同参画週間に関する情報を流していく。さらに、広島駅南口の地下街に大型のスクリーンがあるんですけど、そこでも、来月は男女共同参画に関する情報を流し、7月には我々がやっております男女共同参画事業所表彰の表彰事業所の取り組みを流していこうと思います。

最後に、その事業所表彰ですが、男女共同参画週間に絡めて今年度の表彰を行います。6月30日に表彰式を市長出席で行う予定にしております。これがメインの行事になろうかと思います。

それから、ゆいぽーとにおきましては、地域における女性の活躍という形の企画のパネル展を 1 階ロビーで、6 月に入ってから行う予定にしております。そのようないろいろなことを通じてご周知していきたいと考えています。以上です。

【篠原会長】

北委員、よろしいでしょうか。では大原委員、よろしくお願いします。

【大原委員】

基本目標 6、ワーク・ライフ・バランスの推進に関してですが、保育園の入園待機児童が、目標を達成できなかったということは、非常に残念なことであろうかと思います。これから、女性の社会進出を各方面で進めていくと、当然のことながら、保育施設の利用度はさらに高まっていくと思います。やはりまず、施設を増やすことが必要なんだろうと思いますが、先ほどの説明の中では、保育士の確保が困難であるという課題があるということも言われました。

それで、先日も、広島市が今、取り組んでいる協同労働の報告会が開催されたわけですが、地域の社会の中には、まだまだ働く意欲を持っておられる高齢者がたくさんおられると思います。今回、報告の中にあった施設というのは、高齢者・障害者を対象としたものだったんですが、ぜひそういった観点を持って、高齢者の労働力を子育てのほうにも活用できないかな、という考えを持っております。これを協同労働の方法でやれというのではなくて、正規保育士の補助的な労働力として、高齢者の労働力をもっと活用できないか、夜の保育に人が足りないのであれば、こういった高齢者の方に補助していただくことができないか、そういったことも検討できるのではないかと思います。

やっぱりこれから、高齢者がどんどん増えていく社会になるのであれば、その方たちがまだまだ元気なうちは、その労働力を有効に活用する方法を検討していく必要があると思いますので、幅広い雇用をしていく、そういった観点もぜひ入れていっていただきたいなと思っております。以上です。

【篠原委員】

ありがとうございます。今の大原委員のご意見を踏まえて、雇用推進課の方、高齢者の雇用推進について、どのような施策を行っておられるのか、さらには、子育て支援に関わるにはどのような観点が必要なのか。保育課の方もいらっしゃいますので、保育士ではなくて保育士の補助として関わっていただく可能性について、他の政令都市の事例紹介も含めて、少し資料を提出していただければと思います。

この問題、伊藤委員にさらにお話いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【伊藤委員】

さっきの話、高齢者の雇用は、制度的には、国が設けた制度があります。一応、あるんですが、実際、どれだけ利用されているのかというところがあるので、もっと使いやすく、拡充してもらえたらありがたいと思います。

私のほうからもワーク・ライフ・バランスのところで、保育園の待機児童の問題も、近々発表があると思いますが、おそらく厳しいのかなという思いなんですけど、待機児童の問題に関しては、注目されていますし、新しい制度が始まってこれから進んでいくと思います。今度、その次の問題となってくるのは、小学校入学のところなんです。今回、放課後児童クラブで待機児童が出たということが新聞にも載っていましたが、卒園される保護者の方が、だいたい毎年困っておられます。入学するまでのちょっとした間と、夏休みの間をどうしようかということで、かなりの方が悩んでおられます。実際、うちの主

任も、ちょうどそういう状況で、夏休みをどうしようかということで悩んでいて、職場のみんな、何人かで見るといようなことをしようとか、そういうことも考えておられます。おそらく小学校入学を機に退職される方も結構おられますので、このあたりのことも是非、検討してもらえたらと思います。

それともう一点、基本目標 5「地域における男女共同参画の推進」の、コミュニティの参加率が下がっているというところなんです、特に区役所の方には、昨年度、いろんなパンフレットなど、地域に配る資料なんかもどんどん作っていただいたりしました。よく言われるのが、地域の町内会、地域のコミュニティ、昔は子ども会というのがあったんですけど、今、加入率は確か 30%くらいですかね。その辺の資料を見てみたいのと、それに対して、市としてはどのような施策を行っておられるのか。

最近、生活や家族構成が変わってきた中で、地域団体、市の団体があって、区があって、地域があると、いわゆるピラミッド状になっている、そういう中での負担感が、かなりあるのではないかという声も聞きます。例えば、子ども会の役員になったら、いろんなところに出ていけないといけない、忙しいのでなかなかできない、ということで、入ったはいいけど一年で辞めるという方が、非常に多いです。そのあたりの団体の在り方なども考えていく必要があるのかなと、個人的には思っています。

【篠原会長】

ありがとうございます。今言われた小学生の学童保育について、児童館などの施設だけではなくて、留守家庭の支援クラブというか、NPO 団体などもありますので、そういったことの実態や状況を把握したいということで、数字をお願いできればと思います。子ども会の加入率が下がっているということですが、まず、小学校区を単位とした子ども会の実態についても、ご紹介いただければと思っています。いわゆる PTA 組織だと、区 P とか市 P とかありますけれども、そういうような子ども会の組織図のようなものがどうなっているのかということも、ぜひご紹介いただきたいと思います。よろしくお願いします。

皆さんからひとつふたつぐらいずついただきました。まだまだあると思いますので、お気づきの点、あるいはこういったことをもっと知りたいという場合には、男女共同参画課のほうにメール等でお願いしてはと思います。

私のほうから 2, 3 点お願いしたいんですが、農政課の方、私自身、実態がよく分かっていないのですが、農業士の数とか、家族協定を増やすと言われても、母集団の実態がよく分からない。つまり、農業士という人たちが男性を含めて何人いて、その中の女性の割合がどのくらいなのか、農業士の方というのは地域の中でどういう役割を持つのかなど、簡単にご紹介いただけるリーフレットのようなものがあれば、ご提出いただきたい。佐伯区に湯来町も合併して、広島市は、かなりの中山間地域を抱える特異な政令指定都市だという認識を持っていますので、農政行政についても、しっかりここで踏み込んで、いろいろ教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、「様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備」という基本目標 7 なんですが、右側のアンケート調査結果を見ていて、生活が大変苦しいという方が 10%、やや苦しいという方が 23.9% で、広島市民の 3 分の 1 が「生活が大変だ」という認識を持っている。これも、実はショックなんです。相対的貧困率というのが、国のレベルでの指標で 16.7% だったと思います。ひとり親家庭、特に女性が多いわけですが、そういうところでは 56.7% と、具体的な数字が出ていますが、広島市の相対的貧困率、あるいは広島市のひとり親家庭の相対的貧困率はどうなっているのか。ぜひそういう指標を明らかにしていただきたいと思います。これも先ほど来の都道府県別とか、政令指定都市別の比較ができるような指標が欲しいと思います。広島市は、健康寿命も短い、貧困率も高い、これではいくら女性が輝く社会といっても、地域社会自体に魅力がないということになりかねないなと思います。

それから一番最後のページで、「施策の目標はありません」と言い切っているんですが、「迎える平和」ということで、最近では、姉妹提携都市の大邱市から、交響団として 100 人からの方々をお招きしたんですね。やっぱり素晴らしいなと思います。ただ、「迎える平和」ということも確かに大事ですが、国際交流は相互交流だと思いますので、広島市女性団体連絡会議、一つの団体にということではなくて、そういうところに対して、交流の実効果を上げるような施策、具体的には、例えば、受け入れる場合、あるいは派遣する場合の補助金などですね。または、「迎える平和」とはちょっと違うのかもしれませんが、例えば、姉妹提携都市で原爆展を開催する、女性団体が現地の女性団体やどこかの協力団体とタイアップして、共催でやるというような場合に、補助金が出ないかなど、新しい施策として考えながら、ぜひ最後のところについて、もうちょっと踏み込んでいきたい。今までは、国が言っているから付き合いたくやっていた感じが、正直あります。でもやはり、実効果というものを考える必要が出てきたのではないかな。広島市女性団体連絡会議は、大邱市の女性団体との交流が約 10 年になっていて、男女共同参画課の職員にもこの間まとめていただきましたが、そんなこともみなさんにご紹介いただきながら、大邱市以外の姉妹提携都市との、女性団体同士の交流ということも、今後考えていきたいと思います。そういったこともぜひ、例えば、向こうからこういう人たちが来たというようなことがあったのか。熱心さがなくなかなか続きませんので、大邱市のグループには熱心な方が何人かおられるということで、おそらく継続しているのですが、そのあたりを含めて検討課題にしていいただければと思います。

最後に、DV部会の方にも、今日私たちがいただいた資料、特に進め方については共通のはずですので、今日の議事録を含めてお送りいただければと思います。やはり連動してお互いに情報の共有を図って、9 月からの全体会での審議が円滑に進むようにしたいので、お手間をかけますけども、そのこともお願いしたいと思います。

時間いっぱいになりましたが、本日の議事はこれで終わります。